

茨木市告示 第 250 号

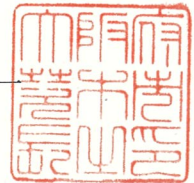
公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は、茨木市福祉部介護保険課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 7 月 27 日

茨 木 市 長 福 岡 洋



記

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1 送達する書類名   | 介護保険料督促状(令和8年度1期分)    |
| 2 送達を受けるべき者 | 辻 功<br>須釜 明夫<br>竹田 幸子 |